

◆東京地判平 11・2・26金融法務一五六六号六〇頁

伊勢丹ファイナンス事件

平成一〇年(ワ)第五四二号 貸金請求事件

判決

原告

株式会社

右代表者代表取締役

右訴訟代理人弁護士

伊勢丹ファイナンス

宮地孝雄

島山保雄

武田 仁

中野明安

井上能裕

被告

Y

藤木 斉

高木宏行

主 文

一 原告の請求を棄却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は原告に対し、金一〇万八千四百円及び内金一〇万円に
対する平成九年五月二十七日から完済に至るまで年二・二パーセ
ントの割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、原告の提携先の現金貸出機に被告のカードが挿入され、
また被告が原告に届け出た暗証番号が入力されて現金が引き出さ
れた記録があるとして、原告が主位的には金銭消費貸借契約、予
備的にはカード利用契約又は善管注意義務違反に基づく損害賠
償請求権、さらには民法四七八条の準用による金銭消費貸借契約
に基づき、右貸出機から引き出された金額のほか利息及び遅延損
害金について、被告に請求した事案である。

一 前提事実(特記した他は争いが無い)

1 原告は、クレジット事務の請負、貸金業、各種不動産・不動産
の賃貸借及び売買を行う会社である(《証拠略》、弁論の全趣
旨)。

2 被告は原告との間で、平成六年四月二四日に次の金銭消
費貸借契約を含む伊勢丹カード会員契約を承認のうえ、伊勢
丹カード契約を締結し、同日伊勢丹カードの貸与を受けた
(《証拠略》、弁論の全趣旨。なおこのカード契約を以下「本件
カード利用契約」と、また契約に基づき被告が原告から貸与
を受けて現在所持するカードを「本件カード」という。)

① 被告は、貸与を受けたカードについて、善良なる管理者
の注意をもって、保管、使用する。
② 被告は、カードの暗証番号(四桁の数字)を原告に登
録する。
③ 被告は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管
理者の注意をもって管理し、故意または重大なる過失によ
り他人に知られたことにより生じた損害は、被告が負担す
る。

④ 被告がカードを紛失し、または盗難にあった場合でも、被
告の家族、同居人等の関係者によつてこれが使用された場
合には、被告は支払いの責を負う。
⑤ 被告は、伊勢丹カードを利用して原告より、原告及び原
告の指定する提携先の現金貸出機を利用して、金銭の借
入ができる。
⑥ 融資金の返済は定額リボルビング払いとし、毎月五日締
同月二六日限り融資金と利息の合計金一万円を支払う。
⑦ 利息は年二・二パーセント、遅延損害金は年二・九
パーセントとする。
⑧ 融資金及び利息の支払いを一度でも怠つた場合には当
然に期限の利益を喪失する。
⑨ 原告の住所を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とす
る。

3 原告において、カード会員に対して伊勢丹カードを発行し
た場合、また、一度発行したカードについて、紛失、破損等の理
由でカードを再度作成した場合には、発行日、扱ひ者等の履
歴が、すべてコンピューターに記録として残される。これによ
ると、原告が被告に対して発行したカードは、平成六年四月
二四日(カード入会日)に作成され、現在も被告が所持する
本件カード一枚のみであり、その後、再作成等がなされた記
録はない(《証拠略》、弁論の全趣旨)。

4 訴外株式会社クレディセゾン(以下「クレディセゾン」とい

う。)の現金貸出機(以下「本件貸出機」という。)にて利用
された伊勢丹カードの利用ログリスト(《証拠略》)によれば、
平成九年五月五日午後六時五七分に原告の提携先である西
友小手指店内に設置されている本件貸出機に本件カードと
同じ番号のカードが挿入され、暗証番号が正しく一回で入力
されて同機械から現金一〇万円の貸付がなされた旨の記録が
残されている。この機械は、まずカードが挿入され、さらに正し
い暗証番号が入力されて初めて作動するものである(《証拠
略》、弁論の全趣旨)。

二 争点

1 被告は自ら又は第三者にカードを交付して、本件貸出機を
利用し現金一〇万円を借り受けたか。
2 本件カードが被告の家族、同居人等の被告の関係者により
利用されて、本件貸出機を通じて現金一〇万円の貸付がなさ
れたか。

3 被告には、本件カードの保管・使用又は暗証番号を他人に
知られないようにすることについて善管注意義務違反がある
か(ただし暗証番号に関する善管注意義務違反についてのみ
故意又は重過失が要件とされている。)
4 被告は、民法四七八条の類推適用による本件貸金返還義
務を負うか。

三 争点に関する当事者双方の主張の要旨

1 争点1ないし3について
(原告)

①原告のコンピューターシステム上、カードを利用してキャ
ッシングを行うためには、伊勢丹カードとそのカードについて
原告に登録された暗証番号の両方が必要であること、②本件
コンピューター記録(《証拠略》)によれば、原告が被告に貸
与したカードが現金貸出機に挿入され、被告本人のみが知り
得る暗証番号が一回で正しく打ち込まれていること、③本件
においては、原告、クレディセゾン又は加盟店従業員によつて
不正が行われたとは考えられないこと、以上の事情によれば、
本件においては被告自身又は被告の意思に基づく第三者に
より、仮にそうでなくとも被告の家族、同居人等の被告の
関係者により本件カードが利用されたものといわざるを得な
い。

また、本件カードが実際に本件現金貸出機に挿入され、被

告の暗証番号が一回で正しく入力された事実には照らせば、被告は、本件カードが自身の管理下より容易に持ち出されるような管理状況を作出したこと及び本件カードの暗証番号を容易に知り得るような管理体制をとっていたことは明らかである。

(被告)

被告は、本件カードを自身で使用したこともなければ第三者にこれを交付したこともない。そもそも被告が本件カードを使用したと主張されている平成九年五月五日午後六時五七分に被告は小手指まで行くことは時間的に不可能であった。また、被告の家族、同居人等とは被告の配偶者である訴外 A (以下「A」という。)を指すと考えられるが、同人は、右カード使用日時とされる時には西友小手指店には行っており、しかも被告から本件カードの交付を受けて右カードを使用していないし、これまでも一度も使用したことがない。以上によれば、原告の争点 1 及び 2 に関する主張は理由がない。

次に被告は、本件カードについては他のカードとともに常に財布に入れており、その財布も常時身につけていて、買い物をしたとき等財布を開いたときには必ずカードの存在を確認するようにしていたから、本件カードが第三者に持ち出されたこととはなく、また持ち出されるような管理状況にもなかつた。暗証番号についても、被告は第三者に察知されやすい番号を使っていなかったし、暗証番号をむやみに口外することもしていない。

したがって、争点 3 に関する原告の主張も理由がない。原告の争点 1 ないし 3 に関する主張の根拠として、本件カードが本件貸出機に挿入され、被告のみが知り得る暗証番号が一度で正しく入力されているという事実が掲げられているが、カードの偽造やカードあるいはホストコンピュータからのデータ流出というものはあり得るのであり、またコンピュータの通信回線による通信の過程において暗証番号等のデータが第三者が読み取ることまで不可能であるとはいえないのであるから、右原告主張事実だけで被告の責任原因事実を推認することはできない。

2 争点 4 について

(原告)

何者かにより本件カードが本件貸出機に挿入され、被告の暗証番号が入力されて現金一〇万円が貸し出されたのである

から、被告は民法四七八条の類推適用により本件貸金の返還義務を負う。

(被告)

そもそも本件カードが使用された事実はないから、原告の主張はこの点において前提を欠き失当であるのみならず、本件貸付は弁済類似の行為とはいえないから、民法四七八条の類推適用はない。

第三 争点に対する判断

1 争点 1 ないし 3 について

1 証拠(各認定事実毎に末尾に掲記する。)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(一) 被告は、平成元年一月に婚姻してから、A の実家の B 米店の仕事を手伝っていた。原告により本件カードが使用されたと主張されている平成九年五月当時は、右米店を経営する A と一歳及び六歳の子供四人で、川口市《住所略》に居住しており、その後平成一〇年一月に現在の住所地に移転した。(《証拠略》、証人 C、被告)。

(二) 被告は、平成九年五月当時から、キャッシュカードやクレジットカードを数枚所持しており(本件カードを含む)、これらをカードが一枚一枚入れることのできるホルダーが付いた被告の財布の中に入れて保管していた。そのホルダーは少しずつずれているので、入れているカードは一目で一覧できるようになっていて、買い物をする時等右財布を開けた時は、必ずカードホルダーは目に入るようになっていた。(《証拠略》、被告)。

(三) 被告の平成九年五月五日日夕方方の行動状況は次のとおりである。すなわち、午後四時一五分にイトーヨーカドー川口店において夕食のための買い物をした後、午後四時半ころ帰宅し、四時五六分に子供の学校のクラス連絡網で訴外 D 宅に架電したが留守番電話になっていた。そこで午後五時五三分に再度架電したが、このときも留守だったため、連絡網の電話である旨を留守番電話に入れた。その後、家族(Aも含む)と夕食をした後、再び午後七時四一分に D 宅に架電したが、この時は D がいたため、用件を伝えた。川口駅から西友小手指店がある小手指駅までは、いずれのルートをとるにせよ片道一時間以上かかる(《証拠略》、

証人 A、被告、弁論の全趣旨)。したがって、被告は、本件カードを原告主張の日に西友小手指店において使用できないし、またした事実もなく、この点は A も同様である。また被告が当時第三者に本件カードを交付した事実もない。

四 被告及び A が何らかの事情で金一〇万円を用意する必要があったとしても、キャッシングカード等を用いて川口市内で調達することが可能であつたうえ、そもそも被告一家は、被告住所地において三代前から米穀商(完全な同族会社であり、A が三代目である。)を営んできた家族であつて、金一〇万円の現金ならいつでも出せる状態にあつた。(《証拠略》、証人 A、被告)。

(五) 本件カードの暗証番号は、被告の結婚記念日が使われているが、この番号を被告が不用意に他人に口外している事実は特に認めることができない(《証拠略》、被告)。

(六) クレジットカードの不正使用事件は、いくつ報告されており、本件類似の事件(《証拠略》の事例 2 のケース参照)も存在する(原因は特定されていない)。また昭和五七年二月二〇日の朝日新聞の記事(《証拠略》)によると、当時の日本電信電話公社の職員が通信回線からデータを盗み他人のキャッシングカードを偽造、銀行預金を引き出した事件が報道されている(《証拠略》)。

2 そこで、前記前提事実に加えて右認定事実に基づき、争点 1 ないし 3 につき次に検討する。

まず、前記前提事実 4 の事実が存在する以上、右 1 の内の事実が認められたとしても(これは例外的場合に該当することとは当裁判所に顕著である)、被告において被告自身及び被告の意思に基づく第三者が本件カード及び被告の暗証番号を使用したことはなく、しかも本件カード及び右暗証番号を適正に管理していた事実を証明する必要があり、この反証が成功しない場合は、被告(その意思に基づく第三者の利用を含む)又はその関係者により本件カード及び暗証番号が使用されて本件借入がなされた事実が事実上推定されると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、右 1 において認定した事実によれば、被告及びその意思に基づく第三者が本件カードを使用した事実はなく、しかも被告の当時の生活状況及びその暗証番号の特殊性(被告の結婚記念日が使用されている)に

照らして本件カードを被告の意思に基づかず使用するとすればできる者としてはA以外にはあり得ないとみられるところ、同人も右カードを使用していないこと、さらには被告は本件カードを適正に管理しており、その暗証番号についても同様であることが明らかである。

そうすると、被告は前記反証に成功しているといわざるを得ないから、本件において、被告又はその意思に基づく第三者はもとより、被告の関係者によつて本件カード及び暗証番号が使用された事実を推認することはできないというほかない。そして、他に被告又は被告の関係者により本件カード及び暗証番号が使用された事実を認めるに足りる証拠はない。また被告により本件カード及び暗証番号が適正に管理されていたことは既に述べたとおりであるから、その保管及び使用につき被告に善管注意義務違反もない。

よつて、争点1ないし3に関する原告の主張は採用することができない。

二 争点4について

本件全証拠によつても、本件貸出機に「本件カード」が使用されたとの事実を認めるに足りる確証はないから、原告の主張はこの点において前提を欠き理由がない。

のみならず、本件の場合、本件貸出機に本件カードが挿入され、被告の暗証番号が入力されたときは、確かに右機械による貸出が行われざるを得ないシステムになっているとはいへ、原告の被告に対する法的義務がその前に既に発生して、右貸出がその義務の履行という関係にはなく（また貸出時点においてその使用者が不正者と判明すれば、原告としても右貸出を拒絶できるのは当然である。単に機械が事実上そのチェックをなしえないというにすぎない。）、また右機械が真正な利用者であるかどうかを識別できないことによる原告の危険ないし不利益は、原告自身カード会員規約（「証拠略」）に予め種々の規定を置いてその回避を図っているものであるから、それ以上の保護が図られなくともやむを得ないといふべきであつて、これを超える保護を民法四七八条の類推適用により受けようとすることは、かえつて右規約を設けた趣旨に反するのみならず（同条の類推適用が認められないからこそ右規約に具体的かつ要件の限界を画した規定を設けているのである。）、当事者間の公平を害する結果となる。そうとすれば、本件貸付は同法四七八条所定の弁済に類似

する行為とは解されず、同条の類推適用はないと解するのが相当である。
したがつて、争点4に関する原告の主張も理由がなく、採用できない。

第四 結論

以上の次第で、原告の本訴請求は理由がない。

東京地方裁判所 民事第五部
裁判官 堀内 明